

AIガバナンス・コーポレート ガバナンス・契約ガバナンス

小塚莊一郎

(学習院大学法学部教授)

事業者によるAI原則の実施

- 「これからはAI原則の実施の段階」——各企業での取組み
- AI原則は事業者にとって単なる負担(コスト要因)か？
 - ① AIに対する消費者・ユーザーの信頼が、技術革新を促進(EU White Paperの論理)
 - 窮極的には、事業者の利益と合致
 - 「AIに対する信頼」が全般的なものである場合、原則を遵守しない事業者のフリーライドが可能ではないか？
 - ② 社会的価値を無視したAI開発が、人々の権利の空洞化、自由や自律の基盤を揺るがす
 - 経済学にいう外部性(externality)が発生

AIに対する「消費者の信頼」

- 健康管理アプリ(スマートウォッチなど)
 - 「最適なアドバイス」と消費者のニーズのギャップ
(例)アプリは体脂肪率25%で判断—ユーザーは15%を希望
 - AIを使う目的は何か
 - 実はアプリ提供者の意図が入っているケース
 - 「記事のような広告」「ステルスマーケティング(ステマ)」と同種の問題
 - 広告への誘導
 - AIキャラクターを使った課金
- AI判断の「説明」の重要性

景品表示法などによる規制が
望まれる(未解決)



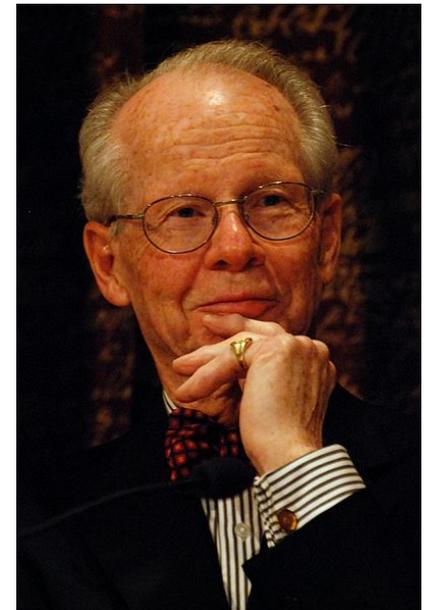
AI原則の実施——会社法における受け皿

- AI原則の受容は、会社法ではどのレベルの問題なのか？
 - コンプライアンス
 - 内部統制システム(リスク管理体制)
 - コーポレートガバナンス
 - CSR(企業の社会的責任)
- 「原則」=法令ではないという観点からは、CSRと整理されやすい
- 最近の動き:株主利益優先のコーポレートガバナンスに対する反省
 - ESGはCSRとどこが違うのか——E(環境)とS(社会)がG(ガバナンス)により統合されている点の重要性

サプライチェーンの問題＝契約のガバナンス

- AI開発におけるサプライチェーン
 - AI利用者(商品・サービス提供者)にとってのAI開発者
 - AI開発者も教師データ作成などを外注
- 最近のESGの議論は、会社単体だけではなくサプライチェーンも対象
 - 2015 英国奴隷法
 - 2017 フランス企業注意義務法
- サプライチェーン＝他の事業者との契約関係
→「契約のガバナンス」を考える必要性

Oliver Williamson教授
(出典: Wikipedia)



契約のガバナンスが意味すること

- AI原則を実現するための契約条項（基本取引契約書などに明記）
 - AI原則（場合により、その一部）の実施義務
 - AI原則の実施状況を確認するための調査権
 - 調査の主体？発注部局だけか、発注者の内部監査部門や監査役・監査等委員・監査委員にも外注先への監査を認める契約条項はあり得るか？
 - 違反が認められた場合のサンクション——契約解除権を含む
- 他方で、会社内とは異なる配慮も必要
 - 下請法
 - 定型約款の規制（平成29年改正民法）
 - 海外事業者の場合、現地の法規制（準拠法と強行法規の問題）